

湯沢町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月1日

湯沢町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下法という。）の改正が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

湯沢町は、1955年に旧5村が合併し湯沢町が発足した。当町は集落と農地が細長く点在し三国・三俣地区は清津川、土樽・神立・湯沢地区は魚野川及びその支流の大源太川に沿い、古くから水稻単作を主体に農業生産を営んできた。

湯沢産米は日本一の魚沼米の一翼を担うものとなっているが、人口減少・少子高齢化の進行に加え、社会経済を取り巻く環境の変化や米の消費低迷による価格の下落等により稲作農家を取り巻く環境は厳しく、農家数は減少傾向にあり、それに比例し経営耕地面積は減少し、農地の遊休化・低利用が進むことが懸念される。

湯沢町は、こうした地域の農業構造の現状を踏まえ、農業が魅力ある職業として選択し得るものとなるよう、次世代を担う多様な人材を確保・育成するとともに、意欲ある担い手が、経営感覚を磨きながら、所得の向上や安定した経営により営農活動が継続できる環境の整備を進め、農業者の効率的かつ安定的な農業経営を実現し、持続的に発展させるため（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条（※3）定める「地域計画」に基づいて、農地中間管理事業の活用を基本とした利用調整に取り組む必要がある。

以上の観点から、法第7条第1項（※5）に基づき、湯沢町に適合した農地利用の最適化を推進するため、農業委員と農地利用最適化推進員（以下、「推進委員」という。）が連携し活動するための具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等をさだめる指針を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条（※1）に規定により定められた新潟県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び改正基盤法第6条（※2）の規定により定めた「湯沢町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

この指針に伴う単年度の具体的な活動については「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け、3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の発生解消目標（成果目標）

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	302ha	1.4ha	0.5%
3年後の目標 (令和8年3月)	302ha	3.0ha	1%以下
目 標 (令和15年3月)	302ha	3.0ha	1%以下

(2)遊休農地の発生防止・解消の推進方法（活動目標）

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地法第30条の規定による利用状況調査及び同法第32条の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。なお、従来からの農地パトロールの中で行っていた、転用違反の発生防止等の農地の適正な利用に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映させ、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農家の意向に応じて農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③非農地判断について

- 利用状況調査により再生利用が困難と区分された農地については、速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法（評価）

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、毎年度集計された遊休農地の割合に基づき評価する。

2 認定農業者等の担い手への農地の集積化について

(1) 担い手への農地集積目標（成果目標）

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	302ha	136ha	45%
3年後の目標 (令和8年3月)	302ha	242ha	80%
目 標 (令和15年3月)	302ha	272ha	90%

※集積率の目標は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で定めた目標値

※担い手の育成確保

	総農家数	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業 団体等
現 状 (令和5年3月)	342戸	13戸	0経営体	0経営体	0団体
3年後の目標 (令和8年3月)	現状維持	現状維持	2経営体	2経営体	3団体
目 標 (令和15年3月)	現状維持	現状維持	2経営体	2経営体	3団体

※集積率の目標は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で定めた目標値

(2) 担い手への農地利用の集積化に向けた具体的な推進方法（活動目標）

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、集積化への課題として10年後の農業の在り方と農地利用の将来像として「地域計画」の作成と見直しについて積極的に関与する。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は町、中間管理機構、農協等と連携し農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

農地利用の状況を踏まえつつ担い手への農地利用の集積が進んでいる地区では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整や利用権の再設定を推進す

る。

また、農地の区画形状が悪く、受け手が見つかりづらい地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化新規参入の受け入れを推進するなど状況に応じた取り組みを推進する。

④所有者が相続人不存在等により確認することができない農地の取り扱いについて

農地の所有者等が確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効活用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積化の評価方法（評価）

担い手への農地利用の集積化の進捗状況は、毎年度集計された農地の集積率に基づき評価する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標（成果目標）

	新規参入者 (新規参入者取得面積)
現 状 (令和3年4月)	0 経営体 (0.00ha)
3年後の目標 (令和8年3月)	2 経営体 (2ha)
目 標 (令和15年3月)	2 経営体 (2ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法（活動目標）

① 関係機関との連携について

農地中間管理機構等と連携し、農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入希望者を把握し必要に応じ相談に応じるとともに現地見学を実施する。

② 企業参入の推進

企業の農業参入も担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用し積極的に企業参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者の受入れ条件の整備を図るとともに、参入後のフォローアップについても相談・支援体制の強化を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法（評価）

新規参入の促進の進捗状況は、毎年度の新規参入の実績により評価する。

第3 「地域計画」の湯沢町農業委員会の役割

湯沢町で制定した「地域計画」の目標を達成するために、農地を効率的かつ有効に利用していくために湯沢町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ① 日常的な農地の見守りによる農地利用の適正化
- ② 農業者への声掛け等による意向把握
- ③ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整
- ④ 「地域計画」の定期的な見直しへの関与

<参考>

◎農業経営基盤強化促進法

※1（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

※2（農業経営基盤強化促進基本構想）

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を定めることができる。

※3（地域農業経営基盤強化促進計画）

第十九条 同意市町村は、政令で定めるところにより、[前条第一項](#)の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画(以下「地域計画」という。)を定めるものとする。

◎農業委員会等に関する法律

※4（農地等の利用の最適化の推進に関する指針）

第七条 農業委員会は、次に掲げる事項について、指針を定めなければならない。

- 一 その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標
- 二 その区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法(その区域内の農地等について[農業経営基盤強化促進法\(昭和五十五年法律第六十五号\)第十九条第一項](#)に規定する地域計画が定められているときは、[同条第二項第三号](#)の目標を達成するためにとるべき具体的な措置に関して農業委員会が果たすべき役割に関する事項を含む。)